飯島賢二の*『恐縮ですが・・・一言コラム』*

第29回 いよいよ始まる消費税「総額表示」

今回は、誠にもって実務的話、消費税の「総額表示」についてである。これは簡単に言えば、平成 16 年 4 月より、店頭の値札やチラシに表示する商品の価格を、消費税込みの価格とするよう義務付ける制度である。「消費税込みの価格」の表示方法は 2 種類想定され、「総額のみ」を表示する方法と、「本体価格に総額を併記(並べて書く)」 やり方と、そのどちらを採用しても良い事となっている。さて、大手小売、外食業界の対応は…。

2月24日の日本経済新聞によると、業界の対応は様々、「総額のみ」と「本体価格併記」型がそれぞれ拮抗しているようである。大手総合スーパーは「総額のみ」でほぼ足並みがそろった。ファーストフード業界も「総額のみ」が多いようである。これに対してデパート業界は、「本体価格に総額を併記」する方法を採る。ばらつきが多いのは専門店。ドラッグストア大手、総合ディスカウントストア、衣料品店大手等は、会社により、あるいは同じ会社でも扱う商品により、対応がマチマチである。

更に問題は端数処理である。例えば税抜き価格 150 円の商品を、厳密に税込価格にすると、157.5 円となる。この小数点以下 0.5 円を、切捨てか、切り上げか、あるいは四捨五入かによって、消費者が支払う金額が違ってくる。

切捨ての場合、値札は 157 円、消費者が払う金額は 157 円である。この方法を採用するのは、大手スーパー業界、1 円未満を全て切り捨てる方針。消費者にとっては実質値下げになる。

切り上げの場合は、値札は158円、しかし現行のレジシステムをそのまま使用するため、 消費者が実際に払う金額は157円になる。端数を切り上げておけば、消費者がレジで支払 い金額が値札の合計より安くなることはあるが、高くなることはなくなる。この方式を採 用するのは百貨店業界である。

四捨五入の場合は、値札は 158 円、消費者が実際に払う金額も 158 円となる。この方式を採用する代表例は、コンビニエンスストア業界である。消費者にとっては値上げになる商品もあるが、逆に値下げになる場合もあり、ほぼ中立的といえるかもしれない。

消費者が実際に払う金額を明示して、利便性を高めるための「総額表示」制度と財務省は 説明しているが、果たしてどうだろうか?この制度が普及すると、消費者は次第に消費税 額を意識しなくなってくる。たぶんに、将来の消費税率引き上げに向けた「布石」と警戒す る声も強い(日本経済新聞)かもしれない。

あなたのお店の「総額表示」対策、いかがなものか…明確な対応を考えておかなければ、 消費者に迷惑をかけてしまう。 否応なし、待ったなしの対策である。 注)中小、零細企業など、レジの変更が間に合わない場合には、従来方式を3年間に限って認める経過措置がある